

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・浜名商工会の管轄区域

浜松市は、平成 17 年 7 月 1 日天竜川・浜名湖地域 12 市町村の合併により誕生し、平成 19 年 4 月 1 日政令指定都市へ移行した。首都圏と名古屋圏の二大経済圏のほぼ中間の静岡県西部地域に位置している。天竜区、浜北区、北区、中区、東区、南区、西区の7つの行政区に区分されており、そこに浜松商工会議所及び4商工会が存在している。

それぞれの管轄地域は下表のとおりであり、浜名商工会は、西区の庄内地区、篠原地区、舞阪地区、雄踏地区と南区の可美地区を管轄区域としている。西区内には、東海道本線、国道 301 号、国道 1 号(浜名バイパス)、東名高速道路浜松西 IC、同館山寺スマート IC などの主要交通施設がある。浜名湖の東側に位置しており、浜名商工会が管轄する地域は、館山寺温泉や弁天島温泉があり、動物園やフラワーパーク等レクリエーション施設も充実しているなど観光業が盛んである。また、たまねぎやガーベラ、セルリー等の農業、舞阪漁港で水揚げされるシラス、とらふぐそして浜名湖のうなぎ等の水産業も盛んである。一方南区は、東は天竜川、南は遠州灘に面して

おり、中田島砂丘や可美総合公園等自然に親しむ環境に恵まれている。管轄区内には、国道 1 号、国道 150 号、国道 257 号等が通っており、可美地区には JR 東海道本線が走っている。農業では、エンシャレット、たまねぎ、さつまいも等の産地であり、工業では製造業、特に自動車産業など、大企業から中小企業まで様々な規模で事業が展開されている。



【浜松市の行政区】

| | |
|---------|--|
| 浜松商工会議所 | <ul style="list-style-type: none"> ・中区・東区 ・西区と南区の浜名商工会管轄地区を除く地域 ・北区の奥浜名湖商工会の管轄地区を除く地域 |
| 浜名商工会 | ・西区の庄内地区、篠原地区、舞阪地区、雄踏地区と南区の可美地区 |
| 浜北商工会 | ・浜北区 |
| 奥浜名湖商工会 | ・北区の細江地区、引佐地区、三ヶ日地区 |
| 天竜商工会 | ・天竜区 |

②西区と南区の災害特性

浜名商工会が管轄する地区の災害特性は下表のように大きく4つの地域に分けられる。

| 地域 | 商工会地区 | 災害特性 |
|-----------|----------|--|
| 遠州灘沿い(西区) | 舞阪・篠原 | <ul style="list-style-type: none"> ・平野部は海拔 2~4m の所が多く、一部 2m 未満の場所もある。 ・令和 2 年 3 月末全長 17.5Km、海拔 13~15m の防潮堤が完成した。 ・地層は砂が堆積し比較的強い地盤だが、地下水位の高い所では地震による液状化の危険性がある。 ・過去の大地震で津波が襲った記録が数多く残っている。 ・台風時は高潮のおそれがある。 |
| 浜名湖沿岸部・河 | 雄踏・舞阪・庄内 | ・浜名湖沿岸部は海拔 2~4m 程度で、2m 未満の所も多い。谷地形にある川沿いは、おおむね 4m 未満といずれも低地になっている。 |

| | | |
|--------------|----|--|
| 川沿い (西区) | | <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地や砂、泥の軟弱地盤が多く地震による液状化の危険性が高い。 ・過去に津波に襲われた記録が残っている。 ・浜名湖沿岸部は、台風時に高潮のおそれがある。 ・大雨時は河川のはん濫などにより浸水するおそれがある。 |
| 三方原台地(西区) | 庄内 | <ul style="list-style-type: none"> ・内陸部から庄内地区の半島まで続く台地は、おおむね海拔 10m以上となっている。 ・古くから礫、砂、粘土などが堆積し、締まった比較的強い地盤である。しかし、雨風にさらされて脆くなっている部分もあり、急傾斜地では、がけ崩れに注意が必要である。 |
| 南区西側の平野部(南区) | 可美 | <ul style="list-style-type: none"> ・大部分の範囲は海拔 2～4m の平たん地が広がっている。 ・表層の地質は天竜川から運ばれてきた砂や礫からつくられているが、昔の河道や中州跡の軟弱地盤も分布している。 ・遠州灘沿いであり、過去の大地震で津波が襲った記録が残っている。 ・軟弱地盤や地下水の高い所では、地震による液状化のおそれがある。 |

③想定される地域の災害リスク(浜名商工会の管轄区域)

(洪水：ハザードマップ) <図①参照>

天竜川の流域全体に 48 時間総雨量 526 mm の大雨が降って、天竜川が決壊した場合に想定される最大想定規模は下表のとおりである。

| 想定される水深 | 浸水想定区域(主な地名) |
|--------------|---------------------------------|
| 1.0m～2.0m 未満 | 浜名バイパスと東海道新幹線に挟まれた区域、舞阪町、可美 4 町 |
| 1.0m 未満 | 篠原町、馬郡町、坪井町の一部地域 |

(土砂災害：ハザードマップ) <図②参照>

三方原台地は庄内地区の半島まで続いており、長年の風雨による影響でもろくなっている箇所がある。急傾斜地の崩壊が危険な箇所は、雄踏町山崎、雄踏町宇布見、白洲町(庄内地区)等にあり注意が必要である。

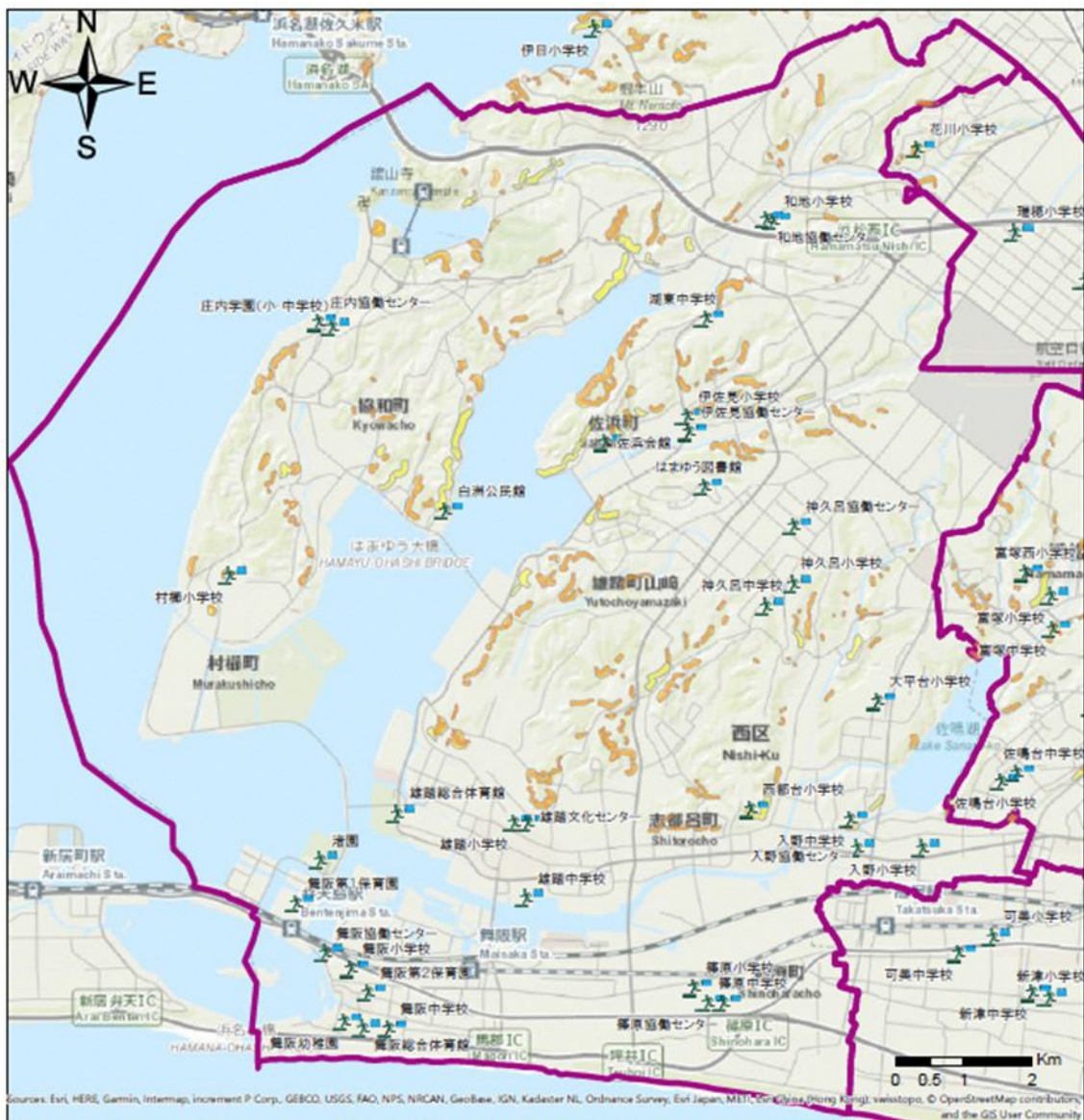
(地震・津波・液状化：ハザードマップ) <図③参照>

文部科学省に設置された地震調査研究推進本部の長期評価結果によると、南海トラフにて地震規模 M8～M9 クラスの地震発生確率は 30 年以内に 70%～80%となっている。静岡県地理情報システム(GIS)の第 4 次地震被害想定(南海トラフ地震陸側)は以下のとおりである。

- ・地震による揺れの強さは、浜名商工会の管轄区域全域で震度 7 が予測されている。
- ・津波による浸水予測は下表のとおりである。

| 想定される水深 | 浸水想定区域(主な地名) |
|----------------------|---|
| 10m 以上 | 遠州灘の海岸沿い |
| 7～10m | 防潮堤の外側 |
| 5～7m | 浜名湖今切口～坪井 IC の一部、浜名バイパスの南側 |
| 2～3m 未満と 3m～5m 未満が混在 | 浜名バイパスから県道 316 号線までの区域 |
| 1m～2m 未満 | 県道 316 号線から東海道新幹線までの一部区域、舞阪町、坪井町、馬郡町、篠原町の北部 |
| 0.5 未満、0.5～1m 未満が混在 | 東海道新幹線より内陸部、舞阪町弁天島、篠原町 |

＜図②＞ 【浜松市（西区、南区＜一部＞）土砂災害：ハザードマップ】



▲ 緊急避難場所(大雨・台風等) | 平成30年4月1日 ※緊急避難場所の開設場所は災害状況で異なるため、テレビ(NHK、SBS)のdボタン等で確認

- 土砂災害_警戒区域_地すべり_平成28年10月4日
- 土砂災害(特別)警戒区域_土石流_平成28年10月4日
- 土砂災害_警戒区域_土石流_平成28年10月4日
- 土砂災害(特別)警戒区域_急傾斜地の崩壊_平成28年10月4日
- 土砂災害_警戒区域_急傾斜地の崩壊_平成28年10月4日
- 区の境界(エリア)



浜松市危機管理課 平成30年8月31日発行

| | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | サービス・ 飲食業 | その他 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|
| 商工業者数 | 390 | 337 | 104 | 349 | 697 | 155 | 2,032 |
| 法定会員数 | 261 | 207 | 63 | 178 | 339 | 85 | 1,133 |
| 組織率 | 66.9% | 61.4% | 60.6% | 51.0% | 48.6% | 54.8% | 55.8% |
| 小規模事業者数 | 382 | 298 | 91 | 310 | 491 | 129 | 1,701 |

(3)これまでの取組

1)浜松市の取組

①地域防災計画と国土強靱化地域計画の策定

昭和38年に「浜松市地域防災計画」の初版を策定、その後の見直しを経て平成17年の12市町村の合併時に大幅な修正を加えた。さらに、平成19年の政令指定都市への移行時には区の防災体制についての記述を追加している。現行版は令和3年4月1日を基準日としたものである。同計画では、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国、県等の防災関係機関及びその他機関を通じて必要な体制を確立することとしている。そして、大規模災害に対処するための災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等、災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会秩序の維持と公共福祉の確保に資することを目的としている。

一方、平成25年に施行された国土強靱化基本法に基づき、平成31年に「浜松市国土強靱化地域計画」を策定している。同計画では、大規模自然災害が発生しても致命的な災害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進するとしている。その中で次の4つを基本目標としている。

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- iv 迅速な復旧復興を図ること

②沿岸域の津波対策

津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指すことを目的として、平成26年に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定した。推進計画では、「防ぐ対策」として、県との連携により本市沿岸域に17.5kmにおよぶ防潮堤を整備（本体工事 R2.3 竣工）した。また、「逃げる対策」として、津波避難マウンド（3基）・タワー（9基）の整備や、民間建築物の津波避難ビルの指定を進めるなど、緊急避難場所の確保に努めている。このほか、津波による浸水想定地域を対象に、地区ごとの津波避難計画の策定支援に取り組んでいる。

③防災訓練の実施

・総合防災訓練

浜松市では、市、消防、警察、自衛隊、中部電力等の連絡員及び、静岡県総合防災訓練と連携した訓練を毎年8月下旬から9月上旬に実施している。大規模地震が突然発生した想定で、発災直後の情報の収集・伝達、応急対策の検討に関して図上訓練を行い、災害時における災害対策本部の対応能力の維持・向上を図るとともに、活動上の問題及び課題について把握することを目的としている。

また、市民については、9月1日の「防災の日」を含む1週間を「防災週間」と定め、防災訓練などを通じて、地域の防災体制の確立及び防災に関する意識・技術の向上を図っている。

・地域防災訓練

昭和58年の日本海中部地震を契機に同年から「地域防災訓練」が始まった。昭和61年からは12月第一日曜日を「地域防災の日」と定め、各地域の自主防災組織が中心となって地域特性に応じた訓練を実施している。

・津波避難訓練

東日本大震災を契機に、平成24年から毎年3月6日から15日を「津波対策推進旬間」と定めている。市内の沿岸地区で市民・自主防災組織が中心となり津波避難訓練を実施することにより、津波災害からの避難体制の構築、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施している。

④防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページにおいて「防災情報」、「ハザードマップ」、「避難場所」、「防災ホットメール」の見出しを設けワンストップでの提供に取り組んでいる。提供しているコンテンツは次のとおりである。

○防災情報

- ・防災情報、我が家の対策(自助)、共助、計画・条例等

○ハザードマップ

- ・浜松市防災マップ(ハザードマップ) ・津波浸水マップ(防潮堤整備前後の沿岸部浸水域)

○避難場所

- ・緊急避難場所・避難所

○防災ホットメール

- ・浜松市防災ホットメール(防災情報配信)

⑤防災備蓄品

浜松市では防災備蓄品として主に、非常食(アルファ化米、粉ミルク)、飲料水・生活水の確保、トイレ(仮設トイレ、簡易トイレ、トイレ衛生袋)及び毛布を備蓄している。その他、各避難所に設置されている防災倉庫に照明器具、給水用具、衛生用具、その他防災資機材等を備えている。

⑥感染症の対策

市のホームページにおいて新型コロナウイルス感染症についての特設ページを開設し、感染者動向の情報を提供している。また、ワクチン接種や時短要請等の注目キーワードごと及び市民向け情報、事業者向け情報、支援に関する情報、感染状況の情報等の区分ごとの情報を提供している。その他以下を実施している。

- ・「浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定
- ・「浜松市新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施

2) 浜名商工会の取組

①事業者に対するBCPに係る国の施策の周知

小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解して貰うため、国の『BCP策定のためのヒント』の小冊子を配布した。また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知を行うと同時に当会役員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

②事業者向けBCP策定セミナーの開催及びBCP策定支援

令和元年度近隣6商工会(湖西、新居、浜名、奥浜名、浜北、天竜)青年部が合同で会員事業者向けのBCP策定セミナーを実施した。その他、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定セミナーに関して管内事業者への周知を行っている。また、新たに減災・防災に取り組む管内事業者に対して専門家派遣を実施し、BCP策定を支援してきた。

③損害保険についての情報提供

全国商工会連合会では、各損害保険会社と業務提携して制度運営・普及の促進と合わせ火災共済、火災保険、地震保険等の情報提供を行い、小規模事業者の火災や地震などのリスクヘッジ対策を促進している。

④管内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

「事業継続力強化計画」は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。本制度が発足して以降認定を希望する事業者への支援を行っている。

⑤防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、ヘルメット、拡声器、笛、軍手、コンロ、各種工具、マスク、タオル、ライター、非常食、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

⑥感染症対策

新型コロナウイルス感染症に係る情報の提供、及び感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を令和2年度は週3回、令和3年度は週2回開設した。ここでは、各種の給付金、支援金、補助金等の申請支援や売上減少に対する対策、Zoomの導入支援等を行った。

⑦商工会災害システムの活用

令和元年全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を導入した。このシステムは、洪水、地震、津波等の災害に直面した場合、商工会職員等が被災状況を携帯端末に入力することで静岡県商工会連合会等に自動的に報告が行え、商工会組織全体で情報の共有化が図れる。商工会が被災し業務が混乱する中で報告に係る負担を軽減し、迅速な被災地支援の実施が期待できる。

II 課題

当商工会の事業継続力支援に係る現状の課題は以下のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、既にBCPを策定している会員事業者は、数社にとどまっている。業種では製造業者、建設業者などであり一部に限られている。また事業規模別では、小規模事業者はほとんど策定していない。

②策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ外部の専門家や損害保険会社等との連携が必要になっている。

③応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

浜松市と浜名商工会の業務継続計画にしたがって、事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

④感染症対策が進んでいない

管内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りはできているが、感染症対策BCPの策定は進んでいない。新型インフルエンザや新型コロナウイルスの感染拡大に備えるマスクや消毒液等の備蓄、リスク対策として保険の周知を図る取組が必要である。また、商工会内の感染症対応体制も整備されていない。

III 目標

浜松市地域防災計画に基づき、大規模自然災害等の発生時には市、商工会議所、市内4商工会が一体となって経済活動の早期復旧に向け、下記目標を掲げて取り組む。

①事前対策の必要性の周知と事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定支援

地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。次に、巡回時の説明やBCP策定セミナー開催等により、ハザードマップを基に災害リスク

への意識啓発を進め、事業者BCP及び事業継続力強化計画の策定に向けた指導や助言を行う。

②経営指導員等のBCP策定支援に関するスキル向上

静岡県等が開催するBCPに係る研修会を利用し経営指導員等のスキルアップを図ると共に、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。

③発災時、非常時における連絡・情報共有体制の構築

発災後、速やかな応急対策や復興支援が行えるよう、浜松市、浜松商工会議所、奥浜名湖商工会、浜北商工会、天竜商工会との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

④感染症リスクへの対応

域内において感染症発生時には、事業者が速やかに拡大防止措置を行えるよう、感染症BCPの策定を推奨する。同時に、商工会内における体制、関係機関との連携体制を構築する。感染症については「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知とBCP策定支援

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・浜松市広報や当商工会ホームページ等において、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要等を周知する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画や即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーの実施や行政の施策等を紹介する。
- ・自然災害に伴うリスクは、建物等の損害、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産等多岐にわたる。これらのリスクを軽減するための取組や対策を、説明・提案する。
- ・国を始め関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォームが提供されている。静岡県からも静岡県版BCPや業種別の簡易版BCP作成フォームが提供されており、それらを活用して策定支援を進める。

◆商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

| | |
|--------|--|
| 財産のリスク | ○火災・自然災害、地震等に伴う建物・什器の損害補償 |
| 休業のリスク | ○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償 |
| 経営のリスク | ○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え |

| | |
|----------|---------------------------|
| | ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立 |
| 自動車のリスク | ○自動車運行に伴う事故の賠償補償 |
| 賠償責任のリスク | ○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償補償 |
| 労災事故のリスク | ○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償 |

2) 浜名商工会自身の事業継続計画の作成

事業継続計画は現在作成中であり、令和3年度内に完了予定。

3) 経営指導員等のBCP策定支援のスキル向上

- ・静岡県等が開催するBCP策定に係るセミナーに経営指導員等が参加する。
- ・BCP策定を希望する事業者に対する外部専門家や損害保険会社等の個社支援に同行する。

4) 発災時に機動的な対応ができるための体制確立

訓練やブラッシュアップを定期的実施し、発災時に機動的な対応ができる体制を確立する。万一当商工会事務所が利用できなくなった場合は、テレワークやオンライン会議システムの活用等、代替手段の確立により業務停滞を最小限に止める。

5) 関係団体等との連携及び発災時の情報共有体制の構築

- ・浜松商工会議所、奥浜名湖商工会、浜北商工会、天竜商工会、静岡県商工会連合会との情報交換及び調整を図る。また発災時において同団体と情報共有できる報告、共有ルートを構築しておく。
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)と連携して、BCP関連損害保険の周知、小規模事業者に対する災害リスクの周知、小規模事業者のBCP策定支援、BCP策定セミナーの開催等の事前支援を行う。発災後は被災企業に対する公的支援施策の情報提供を行う。
- ・被害状況に照らし合わせた速やかな保険請求のサポート等の復興支援を行う。

6) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・BCP作成事業所に対して年1回状況確認し、必要に応じて経営指導員等による見直しを推進する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5強以上の地震)が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

8) 感染症リスクへの対応

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行い、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、感染症対応を含んだ事業者BCPの策定を推進する。
- ・当商工会BCPに感染症対応を記載し、平時、発生時の各段階の対応等を取り決めておく。
- ・感染症発生時の関係機関との連携については、自然災害の発生時に備えて構築する情報共有体制と同様の体制で対応する。
- ・収束時期が予測しづらいこともあり、事業者に対してリスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等を実施する。

<2 発災後の対策>

自然災害等の発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保が前提となる。まずは浜松市、浜名商工会

で応急対策実施の可否を確認するため以下を実施する。

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当市で共有する。)

◆各団体の安否確認の対象と目標時間

| 団体名 | 安否確認の対象と目標時間 |
|--------|--|
| 浜松市産業部 | ○職員：発災後 1 時間以内に緊急連絡網 (携帯電話) にて確認 |
| 浜名商工会 | ○職員：発災後 1 時間以内にLINE グループ機能にて確認 ○正副会長：3 時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役員：1 日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2 日以内に職員及び地区役員を通じ地区毎の会員安否を確認 |

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、浜松市における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて 2 者で実施する応急対策の方針を決定する。方針決定は、2 者間で協議し、浜松市産業部産業振興課長が決定する。想定する応急対策の内容は、①緊急相談窓口の設置・相談業務、②被害調査・経営課題の把握業務、③復興支援策を活用するための支援業務とし、概ね以下の判断基準とする。

◆被害規模の目安と想定する応急対策の内容 (判断基準)

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|--|--|
| 大規模な被害がある | ○地区内の 30% 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 5% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されて確認ができない。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | ○地区内の 5% 程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害はない | ○目立った被害の情報がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

◆被害情報等の共有間隔期間

| | |
|------------|------------------------------------|
| 被災後～1 週間以内 | 原則 1 日に 2 回共有する。特別な状況変化があれば都度共有する。 |
| 2 週間以内 | 1 日に 2 回共有する。 |
| 1 月以内 | 1 日に 1 回共有する。 |
| 1 カ月超 | 2 日に 1 回共有する。 |

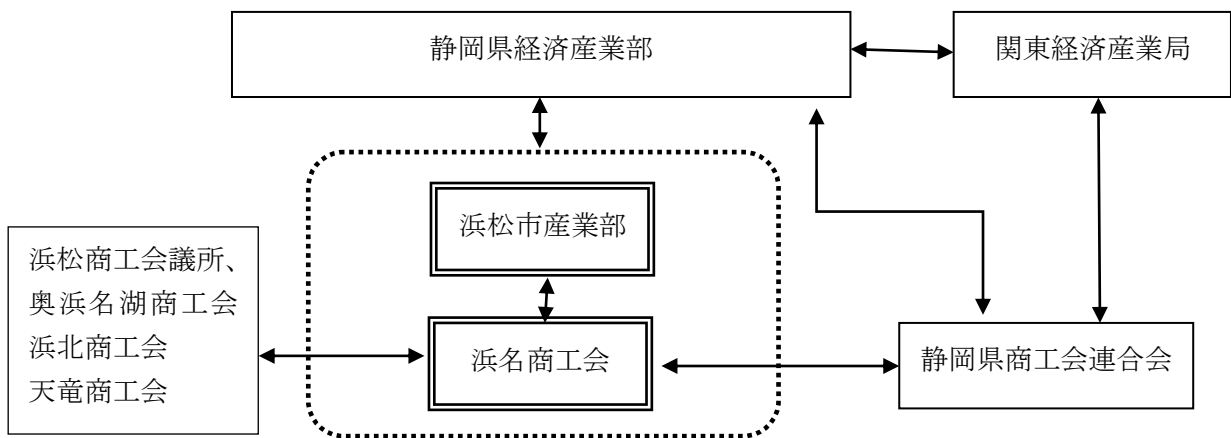
- ・感染症流行の場合は、浜松市において設置される対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

<3 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・浜名商工会が、浜松商工会議所、奥浜名湖商工会、浜北商工会、天竜商工会と情報を共有したうえで浜松市と共有した情報を、県の指定する方法にて県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。



2) 被害の確認方法・被害額の算定方法

浜名商工会と浜松市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、以下のようにあらかじめ確認しておく。

①被害の確認方法

巡回訪問や相談窓口設置のほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。

②被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シートを定めて2者で共用するものとする。

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 企業名・事業所名 | 被害を受けた企業・事業所の名称 |
| 所在地 | 被害を受けた企業・事業所の所在地 |
| 業種 | 製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他 |
| 被害状況 | ・建物の状況 ・浸水の状況 ・機械設備の状況 ・製品等の状況 |
| 被害額(千円) | |
| 内訳 | 建物、機械設備、製品その他 |

③被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

④被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP 運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な試算の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

◆算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

| 分類 | 被害区分 | 被害程度の目安 | 被害額の算定基準 |
|-------|---------------|------------------------------|--|
| 非住家被害 | 全壊 | 基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等 | 事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める |
| | 半壊 | 基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの | 事業の復旧に必要な修繕費を求める 事業の復旧に直接関係しない経費は除く |
| | 一部破損 | 全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く | |
| | 床上浸水 | 土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水 | |
| | 床下浸水 | 床上に至らない程度に浸水したもの | |
| 商工被害 | 商品・製品・仕掛品・原材料 | 喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの | 仕入原価・製造原価を求める |
| | 構築物・車両・機械装置 | 修繕又は再調達せざるを得ないもの | 事業の復旧に必要な撤去費と再調達価格を求める |

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

<4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、浜松市と相談する。（浜名商工会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。確認方法は、巡回訪問や相談窓口設置によるほか、通信インフラが稼働している場合は電話・FAXでも実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、巡回訪問のほかホームページや説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

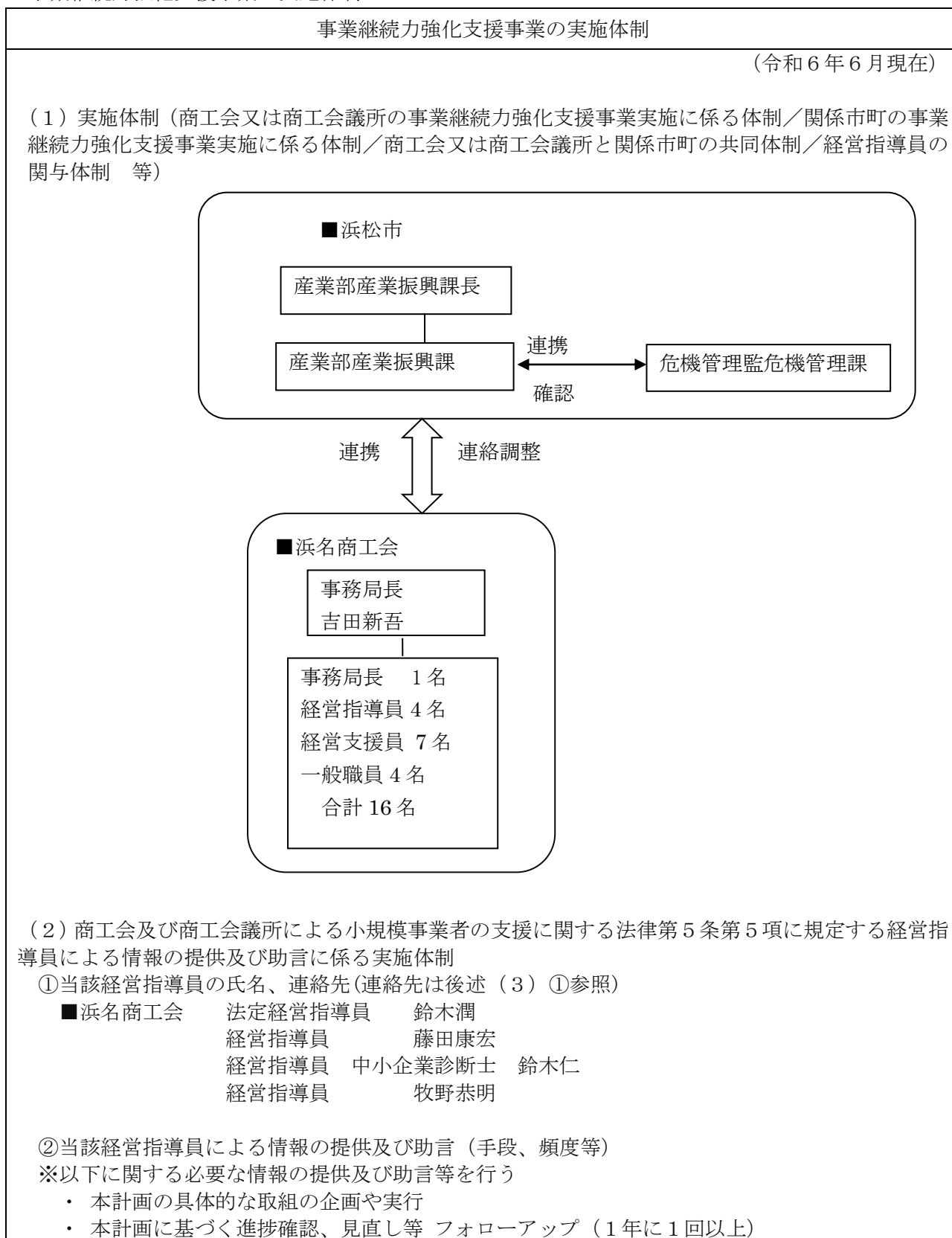
<5 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や静岡県商工会連合会に相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

■浜名商工会

浜名商工会

〒431-0102 静岡県浜松市中央区雄踏町宇布見 4859-15

[TEL] 053-592-3111 [FAX]053-592-5315

[E-mail]info@hamana.net

②関係市町

■浜松市

浜松市産業部産業振興課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

[TEL] 053-457-2288 [FAX] 050-3730-8899

[E-mail] sangyosomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市危機管理監危機管理課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

[TEL]053-457-2537 [FAX]053-457-2530

[E-mail]bosai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 500 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| ・ 専門家派遣費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・ セミナー開催費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・ パンフ、チラシ作製費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ 防災、感染症対策費 | 150 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、浜松市補助金、事業受託費、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載する

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| ○あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 住所：東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 代表者：代表取締役社長 金杉恭三 ○東京海上日動火災保険株式会社 住所：東京都千代田区丸の内 1-2-1 代表者：取締役社長 広瀬伸一 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ①事前支援 ・BCP関連損害保険の周知 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・小規模事業者のBCP策定支援 ・BCP策定セミナーの開催 ②復興支援 ・被災企業に対する公的支援施策の情報提供 ・被害状況に照らし合わせた速やかな保険請求のサポート |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ①事前支援 連携先は専門家を派遣し、小規模事業者に対する災害リスクや損害保険、BCP策定の専門的な知見に基づいた支援を行う。商工会は連携先が情報提供する場の設定、BCP関連セミナーの企画及び運営、小規模事業者への周知等を実施する。これにより、小規模事業者の危機管理意識の向上、保険の契約内容の見直し、BCP策定促進に繋げる。 ②復興支援 連携先は専門家を派遣し、被災企業に対する公的支援施策の情報提供、被害状況に照らし合わせた相談に対応する。商工会は連携先が実施する相談会の開催、専門家の派遣等を行う。速やかな保険請求のサポート等により被災企業の早期の復興支援に繋げる。 |
| 連携体制図等 |
| |